

有床義歯製作時の注意点

今回は6か月以内の再度の有床義歯新製、新製有床義歯管理料（義管）と歯科口腔リハビリテーション料1（歯リハ1）の算定について解説します。

その1「新たに有床義歯を製作する場合の印象採得」



旧義歯の印象日

6か月以上必要です！



新義歯の印象日

※ただし、下記の項目は除外されます。

イ 他の保険医療機関で、6か月以内に有床義歯を製作していないことを患者に確認した場合

[摘要]欄記載は必要ありません。(疑義解釈 R2. 5. 7)

ロ 遠隔地への転居のため通院が不能になった場合

ハ 急性の歯科疾患のため喪失歯数が異なった場合

傷病名

急化 Per、歯根破折、歯の破折、P 急発 等

ニ 認知症を有する患者や要介護状態の患者であって、義歯管理が困難なために有床義歯が使用できない状況（修理が困難な程度に破折した場合を含む）となった場合

義歯紛失等の場合も含まれます。

レセプト

ニ 認知症を有する患者等であって有床義歯が使用できない場合と [摘要]欄に記載します。

ホ その他特別な場合（災害又は事故等）

レセプト

ホ その他特別な場合と理由（具体的な内容）を [摘要]欄に記載します。

カルテ

新たに有床義歯を製作する理由を記載します。

※ 義管は同一初診内において、1年未満は算定できません。
義管算定後、新たに義歯製作した場合は、義管でなく歯リハ1で算定します。
ただし、新たに初診を算定した場合は義管を算定できます。

その2 「義管と歯リハ1」

新製有床義歯管理料（義管）

困難な場合 230 点について

- ・判断基準は、装着した新製義歯の歯数のみです。（装置ごと）
- ・新たに総義歯または9歯以上の局部床義歯を装着した場合が対象です。
- ・対顎の義歯の歯数は関係ありません。

歯科口腔リハビリテーション料1

（歯リハ1）

困難な場合 124 点について

- ・判断基準は、口腔内に装着されている義歯の歯数です。（一口腔単位）
- ・総義歯または9歯以上の局部床義歯が、口腔内に装着されている場合が対象です。

傷病名

7-4 | 5-7 Dul・MT、7-7 Dul

対顎に総義歯が装着されている為、困難な場合の算定が可能です。
傷病名は一口腔単位で記載します。

日付	部位	処置内容	点数
1/7		再診+明細	55
	7-4 5-7	歯科口腔リハビリテーション料1（困難な場合）	124
1/10		再診+明細	55
	7-4 5-7	補診	90
		義歯印象、BT	230+57
1/17		再診+明細	55
	7-4 5-7	義歯装着(保持装置、人工歯は省略)	787
		義管（困難以外）	190

同顎の旧義歯を修理・調整後、新義歯が装着されている為、同月内で歯リハ1と義管の両方が算定できます。
7歯欠損の為、「困難以外」の算定となります。

トピックス

「新型コロナ特例・外来における小児診療等について」（6歳未満）

- (1) 本取り扱いは、令和2年12月15日診療分からとなります。
 - (2) 乳幼児感染予防策加算 55 点
 - (3) 請求方法について
 - ① レセコンの場合：本年12月15日付にて、厚労省よりレセコンベンダーを対象にシステム改修に係るマスターが発出されています。なお、請求時にシステム改修が間に合わない場合は、既存の「初診料」に規定する「乳幼児加算」の（40点）、「再診料」に規定する「乳幼児加算」の（10点）及び「再診料」に規定する「再診時歯科外来診療環境体制加算2」の（5点）の3項目を強制入力の上、請求してください。
 - ② 手書きレセプトの場合：（下記のように請求内容が分かるように請求）全体の「その他」欄に「新型コロナ特例 55 点 ×（回数）」と記載の上、請求してください。
- ※ 「初診」「再診」欄の乳幼児加算の項目に55点を足して、「摘要」欄に「新型コロナ特例」と記載の上、請求するなどでも差し支えありません。また、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導は対象外です。